

## 研修医が単独で行ってよい診療行為一覧

藤沢市民病院で行う診療行為のうち、研修医が上級医、指導医の同席なしに単独で行なってよい処置と処方内容の基準を示す。研修医が単独で行ってよいと表示されている診療行為であっても、施行が困難な場合は上級医や臨床指導医に指示を仰ぐ必要がある。

なお、ここに示す基準は通常の診療における基準であって、緊急時はこの限りではない。

項目		研修医単独での施行を認める行為	研修医単独での施行を禁止する行為	
1 診察		ア 全身の視診、打診、触診	ア 内診	
		イ 簡単な器具（聴診器、打腱器、血圧計などを用いる全身の診察）		
		ウ 直腸診（※小児科では、研修医単独で行ってはならない）		
		エ 耳鏡、鼻鏡、検眼鏡、眼底鏡による診察（※各科の研修・実習が必須。診察に際しては、組織を損傷しないように十分に注意する必要がある）		
2 検査	(1) 生理学的検査	ア 心電図	ア 脳波	
		イ 聴力、味覚（※耳鼻咽喉科を研修し検査機器の実習が必須）	イ 呼吸機能（肺活量など）	
		ウ 平衡、知覚	ウ 筋電図、神経伝達速度	
		エ 視野、視力		
		オ 眼球に直接接触する検査（※眼球を損傷しないように注意する必要がある。小児科では研修医単独で行ってはならない）		
	(2) 内視鏡検査	ア 喉頭鏡（※鼻鏡での鼻腔内の所見がとれること、出血などの合併症に対応できる場合に限る）	ア 直腸鏡	
		イ 肛門鏡	イ 食道鏡	
			ウ 胃内視鏡	
			エ 大腸内視鏡	
	(3) 画像検査	ア 超音波検査（※内容によっては誤診に繋がる恐れがあるため、検査結果の解釈、判断は指導医と協議する必要がある。経膈超音波検査は単独で行わないこと）		ア 単純X線撮影
				イ CT（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				ウ MRI（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				エ 血管造影（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				オ 核医学検査（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				カ 消化管造影（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				キ 気管支造影（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
				ク 脊髄造影（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）

	(4) 血管穿刺と採血	ア	末梢静脈血穿刺と静脈ライン留置（※血管穿刺の際に神経を損傷した事例もあるので、確実に血管を穿刺する必要がある。困難な場合は無理をせず指導医に任せる）	ア	中心静脈穿刺（鎖骨下、内頸、大腿）
		イ	動脈穿刺（※肘窩部では上腕動脈は正中神経に伴走しており、神経損傷には十分注意する。動脈ラインの留置は、研修医単独で行ってはならない。困難な場合は無理せずに指導医に任せる。小児の場合は、指導医と共に行う）	イ	動脈ライン留置
				ウ	小児の採血（※特に指導医の許可を得た場合は、この限りではない。年長の小児の場合はこの限りではない）
				エ	小児の動脈穿刺（※年長の小児の場合はこの限りではない）
	(5) 穿刺	ア	皮下の嚢胞	ア	深部の嚢胞
		イ	皮下の膿瘍	イ	深部の膿瘍
				ウ	胸腔
				エ	腹腔
				オ	膀胱
				カ	腰部硬膜外穿刺
キ				腰部くも膜下穿刺	
ク				針生検	
ケ				骨髄穿刺	
コ				関節	
(6) 産婦人科			ア	腔内容採取	
			イ	コルポスコピー	
			ウ	子宮内操作	
			エ	羊水穿刺	
			オ	分娩管理（※外計測モニター装着はこの限りではない）	
(7) その他	ア	アレルギー検査（貼付）	ア	発達テストの解釈	
	イ	長谷川式痴呆テスト	イ	知能テストの解釈	
	ウ	MMSE	ウ	心理テストの解釈	
3 治療	(1) 処置	ア	皮膚消毒、包帯交換	ア	ギプス巻き（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
		イ	創傷処置	イ	ギプスカット（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
		ウ	外用薬貼付、塗布	ウ	気管内挿管
		エ	気道内吸引、ネプライザー	エ	ミッドラインカテーテル（※指導医の許可を得た場合はこの限りではない）
		カ	導尿（※前立腺肥大などのためにカテーテル挿入が困難なときは無理せずに指導医に任せる。新生児や未熟児及び小児では、研修医が単独で行ってはならない）		
		キ	浣腸（※新生児や未熟児では、研修医が単独で行ってはならない。潰瘍性大腸炎や老人、その他、困難な場合は無理をせずに指導医に任せる）		

	ク	胃管挿入（※経管栄養目的以外のもの。新生児や未熟児及び小児では、研修医が単独で行ってはならない。困難な場合は無理をせずに指導医に任せる）	
	ケ	気管カニューレ交換	
	コ	胸骨圧迫	
	サ	電氣的除細動	
	シ	蘇生措置（コードブルー等応援を求めること）	
(2) 注射	ア	皮内	ア 中心静脈（穿刺を伴う場合）
	イ	皮下	イ 動脈（穿刺を伴う場合）（※目的が採血ではなく、薬剤注入の場合は、研修医が単独で動脈穿刺をしてはならない）
	ウ	筋肉	
	エ	末梢静脈	
	オ	輸血（※輸血によりアレルギー歴が疑われる場合には無理をせずに指導医に任せる）	
	カ	関節内	
(3) 麻酔	ア	局所浸潤麻酔（※局所麻酔約のアレルギー既往を問診すること）	ア 脊髄くも膜下麻酔
			イ 硬膜外麻酔
			ウ 他の局所浸潤麻酔
(4) 外科的処置	ア	抜糸	ア 皮膚の縫合（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
	イ	ドレーン除去（※時期、方法については指導医と協議する）	イ 深部の止血（※応急処置を行うのは差し支えない）
	ウ	皮下の止血	ウ 深部の膿瘍切開、排膿
	エ	皮下の膿瘍切開、排膿	エ 深部の縫合
	オ	歯科外科処理（※顔面外傷や抜歯後出血等の治療経験があり、且つ指導歯科医より許可が得られている場合に限る。また、指導歯科医もしくは医科の指導医より指示があった場合は、深夜・休日帯でも看護師と共に処置を行うのは差し支えない）	
(5) 処方	ア	一般の内服薬（※処方箋の作成前に、処方内容を指導医と協議する）	ア 内服薬（抗精神薬）（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
	イ	注射処方（一般）（※処方箋の作成前に、処方内容を指導医と協議する）	イ 内服薬（麻薬）（※法律により、麻薬施用者免許を受けている医師以外は麻薬を処方してはいけない。麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合はこの限りではない）
	ウ	理学療法（※処方箋の作成前に、処方内容を指導医と協議する）	ウ 内服薬（抗悪性腫瘍剤）（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
			エ 注射薬（向精神薬）（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
	オ		オ 注射薬（麻薬）（※法律により、麻薬施用者免許を受けている医師以外は麻薬を処方してはいけない。麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合はこの限りではない）

			カ	注射薬（抗悪性腫瘍剤）（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
(6) その他	ア	インスリン自己注射指導（※インスリンの種類、投与量、投与時刻はあらかじめ指導医のチェックを受ける）	ア	病状説明（※指導医の許可があった場合はこの限りではない）
	イ	血糖値自己測定指導	イ	病理解剖
	ウ	診断書、証明書の作成（※診断書、証明書の内容は指導医のチェックを受ける）	ウ	病理診断報告書
			エ	画像診断報告書

- ◆小児救急科は、原則全て単独では行えない。  
 但し、小児科入院になった場合に病棟にて「診察ア・イ」のみ単独を可とする。